

令和3年7月2日

学生の皆さんへ

星 槎 道 都 大 学
学 長 飯 浜 浩 幸

新型コロナワクチン接種等に伴う 公認欠席（病欠）の取扱いについて

標記について、下記のとおり取り扱うことと致しましたので、該当する場合は各自で諸手続きを進めてください。

記

新型コロナワクチン接種及び接種後の体調不良（副反応発生）があった場合は「公認欠席（病欠）」とする。

1. 前提条件

ワクチン接種は完全予約制です。

可能な限り、「接種日の設定」は時間割上で授業が配置されていない平日の曜日・時限又は土・日曜日等として設定してください。

2. 公認欠席として認められる期間

①ワクチン接種日

②ワクチン接種に伴い体調を崩した期間

接種1回ごとに、移動日も含めて原則最大3日間までとする。

3. 手続き

①原則、事前処理とし、大学ホームページ内の[「コロナワクチン接種等に伴う欠席報告」](#)より、必要事項を入力してください。

②登学時に、接種日がわかる証明書を持参の上、学務課窓口で手続きを行ってください。

4. 公認欠席に伴う各履修科目（担当教員）の対応

①学内規程上、前記「3. 手続き②」の手続きを踏まなければ、公認欠席扱いにはなりません。

②学内規程上、前記「3. 手続き①」の手続きを踏まなければ、事前に履修科目の担当教員へ学務課から報告することは出来ないので注意してください。

③授業の代替措置等に関しては、各自で担当教員へ具体的な指示にしたがってください。

④教職課程、保育士課程科目等は補講を行います。

⑤オンライン（遠隔）で実施の授業を受講可能な場合は、公認欠席扱いにはなりません。

5. その他

①ワクチン接種は任意となりますが、接種を希望する際は住民票がある自治体の情報を確認し、手続き等を進めてください。

新型コロナワクチン接種に関するサイト[「コロナワクチンナビ」](#)

②ワクチン接種が要因で体調不良となった場合、接種医あるいは「かかりつけ医」に相談して適切な対応をしてください。

③今後は学外実習先等からワクチン接種やPCR検査陰性証明書を求められる「可能性」があります。

各自で状況を把握して、適宜対応を進めてください。

以上